

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

資料番号	1	担当課	私学文書課		
法令名	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	根拠条項	28-3	不利益処分の種類	勧告に係る措置命令
<p>(勧告、命令等)</p> <p>第二十八条 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2 行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。</p> <p>3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4・5 省略</p> <p>(公益認定の取消し)</p> <p>第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。</p> <p>一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。</p> <p>三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。</p> <p>2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。</p> <p>一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。</p> <p>二 前節の規定を遵守していないとき。</p> <p>三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。</p> <p>3～7 省略</p>					